(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ボツワナ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ボツワナ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してボツワナ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、ボツワナの関係法令に従って、作業の遂行のためボツワナ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ボツワナ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してボツワナ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　計画の主たる目的は、ザンベジ河を横切ってボツワナ共和国とザンビア共和国との間に橋梁を建設することである。この目的のため、ボツワナ共和国政府は、ザンビア共和国政府と共同して橋梁及び関連施設の建設を実施する。

9　ボツワナ共和国政府は、二千十二年三月三十日にハボローネで署名されたカズングラにおける橋梁の建設及び運営に係るボツワナ共和国政府とザンビア共和国政府との間の取極において言及される橋梁上の国境線を設定又は変更しようとするときには、日本国政府に対し、その意思を通知する。

10　ボツワナ共和国政府は、ボツワナ共和国政府とザンビア共和国政府との間の取極において言及される橋梁及び関連施設がこの了解に定める計画の目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保することにおいてザンビア共和国政府と協力する。

11　ボツワナ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　ボツワナ側における借款に基づく橋梁及び関連施設の建設並びに当該橋梁及び関連施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びボツワナ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　ボツワナ側において借款に基づいて建設される橋梁及び関連施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

12　ボツワナ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

13　日本国政府及びボツワナ共和国政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をボツワナ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とボツワナ共和国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月九日にハボローネで

ボツワナ共和国駐在

日本国特命全権大使　小林弘裕

ボツワナ共和国外務・国際協力大臣

パンドゥ・スケレマニ閣下

（ボツワナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をボツワナ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がボツワナ共和国政府と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月九日にハボローネで

ボツワナ共和国駐在

日本国特命全権大使　小林弘裕閣下

ボツワナ共和国外務・国際協力大臣

パンドゥ・スケレマニ

○外務省告示第三百五十八号

パラオ共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十一月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百五十九号

パラオ共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年九月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年十一月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○経済産業省
環境省告示第十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　長浜　博行

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.485
東北電力株式会社	0.547
東京電力株式会社	0.464
中部電力株式会社	0.518
北陸電力株式会社	0.641
関西電力株式会社	0.450
中国電力株式会社	0.657
四国電力株式会社	0.552
九州電力株式会社	0.525
沖縄電力株式会社	0.932